

事業・業務内容

教育相談部は、次に掲げる事業を行っています。

- 1 教育相談に関すること。
- 2 学校訪問教育相談及び学校相談巡回活動に関すること。
- 3 不登校児童・生徒の適応指導に関すること。
- 4 学校生活に配慮を要する児童・生徒への適応指導に関すること。
- 5 就学・転学相談に関すること。
- 6 SSWに関すること。

1 教育相談に関すること。

狛江市在住の小中学校及び高校までの児童・生徒及び保護者の悩みや心配ごとの教育相談を行っています。来所相談、訪問相談、電話相談の形態で実施しています。相談は、専門教育相談員(臨床心理士等)があたっています。発達・ことばの相談については、言語聴覚士等が相談に応じています。また、電話相談は、長い教職経験をもつ元教育管理職も相談に応じています。

ここでは、来所相談(当センターにおける面接)について案内します。

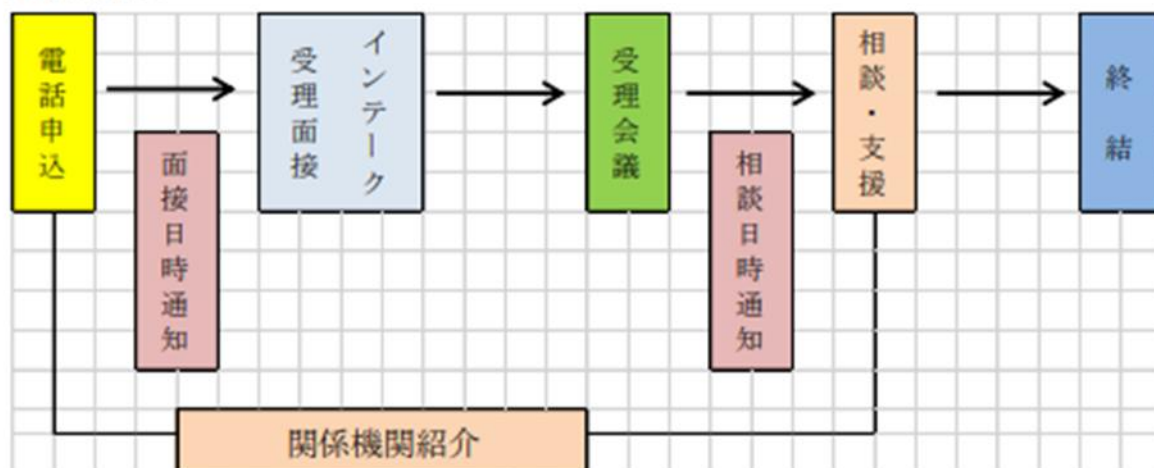
【来所相談】

狛江市在住の小中学生の悩みや心配ごとについて、本人・その保護者・関係者の相談を心理の相談員や発達・ことばの相談員がお受けします。

- ・相談は原則として保護者からの申し込みで始まります。
- ・初めの面接日に「相談申込書」を提出していただきます。
- ・相談担当者は、申し込み後、当センター内の受理会議で決定します。
- ・ご相談の内容によっては、保護者の了解を得た上で、学校、医療機関、児童相談所など、関係機関との連携を行うことがあります。
- ・終結は、①相談者の主訴が解消されたとき
②保護者からの申し出があったとき
③相互の合意があったとき、となります。

なお、年度末には相談の継続について改めて確認いたします。

<相談の流れ>



2 学校訪問教育相談及び学校相談巡回活動に関すること。

(1) 学校訪問教育相談

小学校には、週一回程度専門教育相談員が訪問相談を行っています。学校での相談ができます。さらに、隔週で発達・ことばの専門教育相談員も訪問相談を行っています。中学校は、学校担当者が学校からの要請で訪問相談を実施しています。

(2) 学校相談巡回活動

狛江市立小中学校への医師、大学教授、特別支援教育コーディネーターなどの専門家チームの巡回相談を通して、児童・生徒、教員、保護者への支援を実施しています。各学校には年間で3回実施しています。

3 不登校児童・生徒の適応指導に関すること。

4 学校生活に配慮を要する児童・生徒への適応指導に関すること。

上記3、4の内容の相談については、来所相談と学校訪問教育相談で対応しています。

5 就学・転学相談に関することの相談については、主に、ひだまりセンター1階の教育支援課の就学相談員が対応していますが、本センターでも専門教育相談員が来所相談と学校訪問教育相談でも対応しています。

6 S S Wに関すること。

S S Wは、子どもの学ぶ権利・育つ権利を守るため、保護者や関係機関と連携・協働し、狛江市立小・中学校の児童・生徒の健やかな成長を支援し、児童・生徒が学校・家庭・地域で安心して過ごせる環境づくりに係る業務にあたっています。具体的にS S Wは、学校や家庭の連携や協力だけでは解決できないような課題に対して、様々な関係機関等と連携・調整を行い有効な支援策を見立て、支援ネットワークを築くコーディネーターで、学校の要請により活動します。

《問い合わせ》

狛江市教育支援センター 教育相談室（ひだまりセンター3階）

所在地：東京都 狛江市 元和泉 1-11-11

TEL：03-3430-6655

03-3430-1411（電話相談）

FAX：03-3430-1500